

遠藤周作文学館企画展・パネル等制作業務委託に係る仕様書

第1 概要

1 業務名

遠藤周作文学館企画展・パネル等制作業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 履行場所

長崎市遠藤周作文学館

第2 業務実施の背景と目的及びスケジュール

1 背景と目的

遠藤周作文学館では、2年～1年半毎に企画展を開催している。本業務は現在開催中の遠藤周作と狐狸庵展（令和7年3月8日（土）～令和9年2月24日（水））が終了し、新しいテーマの企画展示替えを行うもの。事業の目的は展示を通して、観覧者が遠藤周作の人となりや遠藤文学への理解を深め、興味を持つこと。遠藤周作文学館のPR促進となり、集客へと繋げること。

2 展示の概要

(1) 展示のテーマ

「遠藤周作没後30年記念企画展—『沈黙』と日本人の心に響く母なる神—」（仮）。

(2) 展示の概要

遠藤周作（1923～1996）のキリシタンを扱った作品は、最初の切支丹小説「最後の殉教者」（「別冊文芸春秋」、1959年）や代表作『沈黙』（新潮社、1966年）をはじめ、『沈黙』の刊行から14年後の1980年に新聞連載された長崎を舞台にした長編小説『女の一生 一部・キクの場合』（朝日新聞社、1982年）や『切支丹の里』（人文書院、1971年）といったエッセイなど数多くある。

令和8年に遠藤周作没後30年を迎え、「早く来すぎた作家」と称された遠藤周作がその文学と生涯をかけて探究した「日本人の心で実感できるキリスト教」が時代とともにどのように読まれ、歩んできたかを展覧する。また遠藤周作が描いたイエス像に象徴される、「無力」であることの意味や、現代社会に照らし出すメッセージを考える。

3 スケジュール

別紙「企画展制作スケジュール」に示す日程をもとに発注者と受託者で協議のうえ決定し、受託者は日程表を作成し提出すること。

新展示会期：令和9年2月27日（土）～令和10年9月13日（水）

第3 業務の内容等

本業務の内容は次のとおりとする。なお、各業務の詳細は「2 個別事項」において示すとおり。

1 業務

(1) 展示パネル等のデザイン及び制作

- (2) 設営
- (3) 印刷物

2 個別事項

(1) 展示パネル等のデザイン及び制作

ア 展示パネル等のデザイン

展示の構成をもとに、可読性、視認性の高いデザインとすること。
遠藤周作文学館の空間に調和した統一感のあるものとすること。

イ 制作物の規格

制作する展示パネル等の規格は、仕様書別紙 1（制作物規格表）記載のとおりとする。
長期間の展示に耐え得る強度を前提とし、そり返しに対応する素材・加工を施すこと。
受託者は規格表に示されたサイズや施工方法について設置前に現場確認を行うこと。

ウ 表示について

タイトルや解説文、著作引用など、内容に応じて文字の大きさや字体などを区別し、
分かりやすく表示すること。

エ 校正

制作物はすべて 4 回以上の校正及び色校正を行うこと。
必要であれば現場での色合わせ等現場での確認を行うこと。

(2) 設営

ア 設営日

令和 9 年 2 月 25 日（木）～26 日（金）（午前 9 時～午後 5 時）とする。

イ 設営内容

(7) 展示パネルの撤去・設置

設営前に既存の展示パネル等の撤去を行うこと。
制作した展示パネル等を指定の場所に設置すること。設置場所は仕様書別紙 2 記載のとおり。
設置場所の環境及び長期間の展示に耐える施工方法とすること。
文学館に保管している既存のパネルとの差替えについては発注者より別途指示をする。

(4) 照明器具の調整

展示室 1・2 の照明器具（ライティング）の調整を行うこと。
また必要な箇所で電球が切れているものについての電球交換作業も併せて行うこと
（※電球は文学館から支給）。

ウ 設営に係る留意点

文学館設備等への破損・汚損に配慮し、十分な養生を施し行うこと。

万一、文学館の設備等を破損・汚損した際は受託者の責任において原状回復を行うこと。

自立パネルは転倒しない方法で施工・設置すること。

複数パネルを連結するものは一枚ものに見えるように施工・設置すること。

(3) 印刷物

次のものについてデザイン制作から印刷まで行うこと。

ア ポスター

部数：500

規格：B2／片面カラー／コート紙 135

イ チラシ

部数：6, 500

規格：A4／表カラー・裏黒1色／コート紙 90

第4 留意事項

1 著作権

- (1) 本業務の実施にあたり制作した成果品の所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は発注者に帰属し、発注者の承諾なしに使用又は公表してはならない。
- (2) 受託者は著作者人格権を行使しない。

2 業務の一括再委託の禁止

- (1) 業務の履行に当たり、委託契約の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
なお、本業務における主要な部分とは、展示パネル及び印刷物のデザイン制作をいう。
- (2) 前号に掲げるもの以外について再委託を行おうとする場合、あらかじめ次の事項について記載した第三者委託承諾願を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

ア 再委託の相手方の商号又は名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

- (3) 前号の書面の内容に変更がある場合、事前に変更後の第三者委託承諾願を提出し、承諾を得なければならない。

3 秘密の保持等

受託者は、本業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

4 特記事項

- (1) 法令等の遵守

受託者は業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

(3) 疑義

仕様書記載事項に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、受託者は発注者と十分な協議を行い、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

5 発注者からの提供資料

展示パネル等に使用する文章と写真の素材（展示の企画・構成・執筆は文学館が行う）。

これに係る著作権の手続き、著作権料については発注者が負担する。

6 受注者からの提出物

本業務で発生する製作物の Illustrator の実データとアウトラインデータの 2 種を DVD 等に保存して納品すること。

7 担当課

〒851-2327

長崎市東出津町 77 番地

長崎市市民生活部文化振興課 遠藤周作文学館

電話：0959-27-6011 FAX:0959-25-1443

Email：endoshusaku@city.nagasaki.lg.jp